

(6) 資本金別法人数に関する調

区分 資本金別	分割法人							県内法人			合計			その他				
	利益法人			欠損法人				小計 ①+② ③	利益法人 ④	欠損法人 ⑤	小計 ④+⑤ ⑥	利益法人 ①+④	欠損法人 ②+⑤	小計 ③+⑥	不申告 法人	休業中 の法人	清算中 の法人	所在不明 法人
	2の県に またがる もの	3以上の 県にまた がるもの	計 ①	2の県に またがる もの	3以上の 県にまた がるもの	計 ②												
300万円未満	8	1	9	10	2	12	21	333	735	1,068	342	747	1,089	128	86	31	1	
300万円以上 1,000万円未満	32	7	39	57	4	61	100	1,979	5,051	7,030	2,018	5,112	7,130	360	235	213	2	
1,000万円	44	35	79	51	18	69	148	1,340	2,888	4,228	1,419	2,957	4,376	137	98	131	0	
1,000万円超 5,000万円未満	70	49	119	61	12	73	192	837	1,045	1,882	956	1,118	2,074	44	29	57	0	
5,000万円以上 1億円未満	26	37	63	26	15	41	104	121	145	266	184	186	370	5	5	11	0	
1億円	2	3	5	1	6	7	12	13	9	22	18	16	34	0	1	1	0	
1億円超 10億円未満	8	22	30	1	3	4	34	31	9	40	61	13	74	1	1	1	0	
10億円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
10億円超 50億円未満	1	8	9	0	3	3	12	3	2	5	12	5	17	0	0	0	0	
50億円	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	
50億円超 100億円未満	0	1	1	0	1	1	2	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	
100億円以上	0	3	3	0	0	0	3	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	
合計	191	166	357	207	65	272	629	4,657	9,884	14,541	5,014	10,156	15,170	675	455	445	3	

- (注) 1 この調は、平成27年2月1日から平成28年1月31日までの間に事業年度が終了し、かつ、当該事業年度までに申告納付期限の到来した普通法人(収入金額課税の法人を除く。)について確定申告の段階で作成した。
- 2 上期または下期のいずれかに利益がある場合には利益法人とし、上期および下期ともに欠損の場合には欠損法人とした。
 なお、不申告法人か否かについても、上期または下期のいずれかに申告があれば不申告法人とはせず、上期および下期ともに不申告である場合に不申告法人とした。
 不申告法人について、上期または下期のいずれか、または上期および下期とも決定があったときは、不申告の欄に記載していない。
- 3 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額による。
- 4 分割法人については、当該法人の主たる事務所又は事業所が県内に所在するものについて記載した。